

☆糸田町高齢者介護用品購入費助成のご案内☆

在宅で介護を受けている方に対し、介護用品の購入費を助成することで、ご本人ならびに介護する家族等の経済的な負担軽減を図ることを目的として、高齢者「紙おむつ」「紙パンツ」「尿取りパッド」購入費を助成します。

対象要件やご利用方法は下記をご確認ください。

【対象要件】

在宅生活の寝たきりの方で、以下全てにあてはまること。

- ① 糸田町に住民票があり、65 歳以上であること。
- ② 介護保険において、要介護4以上であること。
- ③ 常時おむつ装着が必要であること。
- ④ 生活保護受給者で、同様の給付を受けていないこと。
- ⑤ 病院、施設等に入院、入所していないこと。
- ⑥ 町税等の滞納がないこと。

【助成内容】

- ・助成対象となるのは「紙おむつ」「紙パンツ」「尿取りパッド」購入費とします。
- ・助成費用は、月額5,000円を上限とします。
※ 申請日が16日以降の場合は、翌月からの助成開始となります。

【利用方法】

- (1) 『糸田町介護用品給付事業利用申請書』に必要事項を記入し、『介護保険証』（確認のみ）をご持参のうえ、役場健康福祉課に提出してください。
- (2) 役場健康福祉課にて、詳細審査のうえ可否決定します。
- (3) 『糸田町介護用品給付決定(却下)通知書』にて決定内容を郵送します。
可とされた場合のみ『介護用品給付券』を同封します。
(否となった場合ここまで)
- (4) ご利用可能店舗にて「紙おむつ」「紙パンツ」「尿取りパッド」購入支払いの際『介護用品給付券』を使用してください。助成金額分はお支払いが不要です。
※ 申請は年度に1回で、年度末分まで決定します。
※ 『介護用品給付券』は、最大4ヶ月ごとに送付します。
1ヶ月分を1,000円券で5枚つづりとし、1,000円以上の購入につき1枚ずつご使用ください。

お問い合わせ

糸田町役場 健康福祉課

電話 0947-26-1241